



知っておきたい!!

受講料
無料

コロナ禍で働くための 労働法入門セミナー

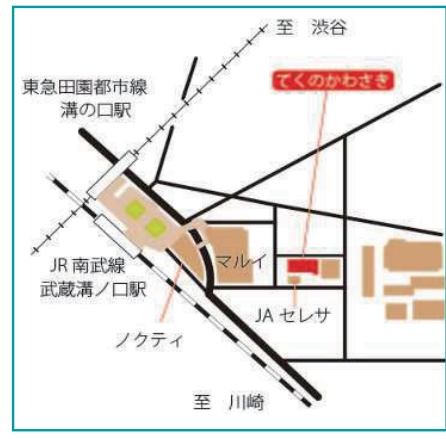
コロナ禍で休業手当、解雇、雇止めなどの
様々な労働問題が生じています。
実際に問題に直面したとき
あなたはどこに相談し、
どのように救済をもとめることができるでしょうか？
本セミナーでは、
労働法の基本的な考え方や解釈の仕方、
コロナ禍で問題となっているトピックスの解決方法などを
労働者向けに分かりやすくポイントを絞って解説します。

1	11/17 (水) 18:00 ~ 20:00	コロナ禍で働き始めるときのルール <ul style="list-style-type: none"> ・労働法の基本的な枠組み ・労働契約 ・コロナ禍と休業手当 ・コロナ禍と労働条件の不利益変更 	成蹊大学法学部教授 原 昌登 氏
2	11/24 (水) 18:00 ~ 20:00	コロナ禍で 仕事を辞める・辞めさせられるときのルール <ul style="list-style-type: none"> ・労働契約の終了場面、退職の法律問題 ・コロナ禍と解雇 ・労使トラブル解決のための相談窓口 	井上啓法律事務所弁護士 井上 啓 氏
3	12/1 (水) 18:00 ~ 20:00	コロナ禍の多様な働き方に関するルール <ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働、パートタイム等の特徴 ・同一労働同一賃金 ・コロナ禍の雇い止め 	法政大学法学部講師 山本 圭子氏
4	12/10 (金) 18:00 ~ 20:00	新型コロナ関連の労働問題の 早期解決に向けて [労働組合事例からのアプローチ] <ul style="list-style-type: none"> ・労働法と労働組合 ・労働組合を通じたコロナ禍の労働問題の解決事例 	東京法律事務所弁護士 笹山 尚人氏

対象 ・労働者
・テーマにご関心のある方

定員 38名 先着順 (お早めにお申込みください。)

会場 てくのかわさき てくのホール(2階)
川崎市高津区溝口 1-6-10
JR南武線「武蔵溝ノ口駅」、東急田園都市線「溝の口駅」から徒歩5分
※駐車場は有料です。(台数に限りがあります。)
※公共交通機関のご利用をお願いします。



電話 / ファクシミリ / 郵送 / 当所のホームページからお申込みください。

申込み方法

電話 ▶ 044-833-3141 FAX ▶ 044-833-0180

郵送 ▶ かながわ労働センター川崎支所
〒213-0001 川崎市高津区溝口 1-6-12 リンクス溝の口1階

ホームページ ▶ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jg5/cnt/f7615>



※ 天候や新型コロナウイルス感染症の状況等により、講義の中止又は内容を変更する場合があります。
※ 常時マスクの着用、手洗い、手指消毒、咳エチケット、他の人との間隔保持等新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力ください。
※ 会場のイベント開催状況により、当日の会場への入場がセミナー開始直前になる場合があります。

FAX: 044-833-0180
神奈川県かながわ労働センター川崎支所あて

コロナ禍で働くための労働法入門セミナー 受講申込書					
ふりがな		区分	1 労働者		
氏名			2 人事労務担当者・経営者		
会社 組合等名 (部署名まで)	個人での申し込みの場合は不要	連絡先メールアドレス			
		連絡先電話番号	昼間連絡 可能なところ		
受講希望日	必ずご記入ください ※希望の全ての枠に○を入れてください。	11/17 水	11/24 水	12/1 水	12/10 金
当講座を何でお知りになりましたか ○で囲んでください					
県広報紙 / 市広報紙 / メルマガ / 当センターからの案内 / 会社から / 組合から / その他 ()					

※ 記入いただいた個人情報適切に取り扱い、当センターの業務以外の目的には使用しません。